

(審査庁)

島本町長 山 田 紘 平 様

島本町行政不服審査会
会長 向 井 秀 史

答 申 書

主 文

令和3年10月11日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）が提起した障害者等日常生活用具給付決定に関する審査請求は、棄却するのが妥当である。

理 由

第1 事実

1 事案の概要

本件は、島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例（平成18年島本町条例第33号。以下「条例」という。）により実施されている日常生活用具の給付等事業における、日常生活用具給付に係る公費負担額の決定が制度外的な手法で算出・決定されて無効である等と主張して提起された審査請求の事案である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 請求人は、令和3年9月2日付けで、島本町長（以下「処分庁」という。）に対し、令和3年10月から令和4年3月までの期間に係る排せつ管理支援用具の給付について申請をした。その際、請求人は申請書に、当該期間に要する排せつ管理支援用具に係る給付事業者（用具販売店）が作成した令和3年8月27日付け見積書を添付したが、同見積書には見積額として53,578円と記載されていた。
- (2) 処分庁は、令和3年9月24日付けで障害者等日常生活用具給付決定をして、請求人に通知した（島健福第4-90号。以下「本件処分」という。）。本件処分の通知書には、自己負担額が5,352円、公費負担額が48,226円と記載されていた。また、処分庁は同日付けで、(1)の給付事業者に宛てて、本件処分の上記内容を記載した「島本町障害者等日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）を交付した。
- (3) 請求人は、令和3年10月11日付けで本件処分について審査請求をした。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求の趣旨

本件処分の無効を確認する裁決を求める趣旨が審査請求書から読み取れるが、本件処分の効力の否定を求める趣旨に変わりはなく、本件処分を取り消す裁決を求める趣旨のものとして扱って差し支えないと解される。

(2) 審査請求の理由

① 本件処分は、条例第3条、島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則（平成18年島本町規則第24号。以下「規則」という。）第2条及び島本町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年4月1日。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づかない手法、手続で助成給付額を算出し、通知書を作成、送付してきたもので、違法で、請求人の権利を侵害している。

② 利用者負担率10%が適用される排せつ管理支援用具給付申請者の場合、利用者負担額及び公費負担額は次のように算定される。

利用者負担額（月額）：

利用額 9,000 円（基準額）× 10%（利用者負担率）＝ 900 円

公費負担額（月額）：

9,000 円（基準利用額）－ 900 円（利用者負担額）＝ 8,100 円

よって、公費負担額は半期6か月で48,600円となる。条例第3条及び規則第2条により、この上限助成給付額は、町民の受給権として定められている。

しかるに、本件処分においては、条例第3条、規則第2条及び要綱第4条に規定されない手法を適用し、用具販売店での購入ごとの購入額に基づき、それも見積書の見なし額に基づいて額が算出されており、これは違法であって、請求人の権利を侵害して無効である。

③ 給付券を作成し送付通知されているが、制度外の手法で対象額が算出されて作成され、本件処分の通知書と同様に、制度外の手法である見積書に基づく算出額であるから、違法であって、請求人の権利を侵害して、給付券の通知書も無効である。

④ 本件処分の処分時に利用者負担額が控除されている上に、見積書の見なし額により算定がされた結果、公費負担額が上限助成給付額に達していないにもかかわらず、購入ごとの購入額にも所定の利用者負担率10%を掛けた額の利用者負担が適用され、制度上の根拠のない二重の利用者負担が生じている。

⑤ 令和3年10月から令和4年3月までの期間における、請求人の排せつ管理支援用具の購入額は54,348円であった。それに対して、本件処分に基づく当該期間の給付額は48,226円であり、請求人が負担した金額は6,122円であったから、給付の不足額が374円生じた。

これは、本件処分による給付額が、上限公費負担額（上限助成給付額）の算出手法を遵守して算出された額ではなく、制度外の見積書の見なし額に基づき算出された額だからである。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は棄却するのが適当と考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法令等の規定

- ① 日常生活用具の給付等事業に要する費用については、市町村が支弁し、その100分の25以内を都道府県が、100分の50以内を国が、それぞれ予算の範囲内で補助することができ（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第92条、第94条第2項及び第95条第2項）、利用者負担については実施主体の判断によるものとされている。
 - ② 条例では、本事業の利用者に利用者負担を求め（条例第3条）、利用者負担率は利用額の10%、利用者負担上限額（月額）は前年度分市町村民税課税世帯は24,000円とし（条例別表）、条例の施行に関する必要事項は規則に委任している。規則では、本事業に係る「利用額」を「町長が別に定める額」とし（規則第2条）、規則に定めるもののほか必要な事項は「町長が別に定める」としている（規則第5条）。
 - ③ 町長が定める要綱では、「給付事業に係る費用の助成の額は、別表に定める用具の種目ごとに定められた基準額（その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該用具の購入に要した費用の額とする。）を限度として、用具の購入に要した費用から条例第3条に定める利用者負担率を掛けた額を控除した額」とし（要綱第4条第1項）、本件処分に係る排せつ管理支援用具である「ストーマ装具（消化器系）」についての基準額を月額9,000円としている（要綱別表）。
 - ④ また、利用者が日常生活用具の給付事業者に支払うべき用具の購入に要した費用について、費用の助成として当該利用者に助成すべき額を当該利用者に代わり当該給付事業者を支払うとし（要綱第4条第2項）、当該支払いをもって利用者に対し費用の助成があったものとみなすとしている（同条第3項）。
 - ⑤ あわせて、申請者に対し申請時添付書類として見積書を求め（要綱第7条第1項）、町長は給付決定時に給付券を交付し（要綱第8条第2項）、利用者は給付券に記載の利用者負担額を給付事業者を支払い、用具の給付等を受けるものとする（要綱第9条第1項）ほか、排せつ管理支援用具の特例として、「暦月を単位として6月ごとに給付券1枚を交付すること」及び「基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の6倍（半年分）までの額を給付券1枚に記載し、交付すること」ができるとしている（要綱第12条）。
- ##### (2) 見積書の額を基に利用者負担額及び公費負担額を算出することについて
- ① 請求人は、見積書の額を基に利用者負担額及び公費負担額を算出することは、条例第3条、規則第2条及び要綱第4条第1項に一切規定がなく、違法であると主張する。
 - ② この点、条例第3条及び規則第2条において利用者負担の算出基礎となる「利用

額」の文言が要綱第4条第1項では用いられていないが、同項における「別表に定める用具の種目ごとに定められた基準額（その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該用具の購入に要した費用の額とする。）を限度として、用具の購入に要した費用」がこれに相当するものと解され、かつ、本件処分に係る排せつ管理支援用具に関しては、要綱第12条第2号における「町長が別に定める基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額」も同趣旨であると解される。

また、条例、規則及び要綱第4条第1項には見積額を用いることは明文化されていないが、本事業では、上記(1)④及び⑤のとおり給付券による代理受領方式を採用しており、利用期間前に給付決定を行う必要があることからすると、見積書の額を基に利用者負担額を算出することは妥当な手法であり、これらの規定の趣旨に反するものではないと認められる。

③ 以上から、本件処分において利用期間に係る見積額53,578円から算出した月額必要額8,929円は、基準額（月額9,000円）の範囲内であることから、月額必要額の10%に相当する892円が1月の利用者負担に相当する額となる。この金額は、請求人の世帯にかかる利用者負担上限額（月額24,000円）の範囲内であることから、892円の6倍である5,352円を利用期間に係る利用者負担額、これを見積書の額から控除した48,226円を公費負担額とした処分庁の決定は、制度の趣旨を踏まえた適法かつ妥当なものといえる。

(3) 本件処分に係る排せつ管理支援用具の購入時における利用者負担の運用について
請求人は、排せつ管理支援用具の購入のたびに利用者負担率を乗じた額を利用者負担額として適用されるため二重の利用者負担が生じており、これは規定外の運用であると主張する。

しかし、条例第3条は利用者に利用額の10%の利用者負担を求めており、要綱第4条第1項において利用額は基準額の範囲内における必要購入費用と解されること、要綱第9条第1項において利用者は利用者負担額を給付事業者に支払うことで用具の給付を受けるものとしていること、要綱第12条により給付券を一括交付できている趣旨からしても、利用期間内における購入回数にかかわらず、購入時に利用者負担率を乗じた額の負担を利用者に求めることに何ら違法性はなく、条例第3条の規定の趣旨を踏まえた妥当な運用であると認められる。

第4 審査会の判断の理由

1 本件処分について

(1) 請求人は、本件処分における公費負担額について、給付事業者からの購入額に基づき、それも見積書の見なし額すなわち事前の見積額に基づき算出されたことが、条例第3条、規則第2条及び要綱第4条に基づかない算出手法であって違法だと主張している。

しかし、規則第2条にいう利用額とは、町長が要綱第4条で定めるところにより、基準額の範囲内における必要購入費用であると解され、見積書による6か月分の事前の見積額を基にこれを算定し、公費負担額及び自己負担額を決定する取扱いをもって

直ちに違法又は不当とはいえないことは審理員意見書が述べるとおりである。また、要綱及び本件処分に係る申請内容を前提として、本件処分における公費負担額及び自己負担額が適正に算定されていると認められることも、審理員意見書が述べるとおりである。

請求人は、「用具の購入に要した費用」とは、該当期間内に購入した総額で、当該期間満了後に確定するため、それ以前に把握することは不可能だと主張する。しかし、要綱第12条は6か月分の一括給付を可能とするものであっても、それを超えて一括給付を義務付け、実際の購入額が事前の見積額を上回る場合についての追加申請を排除するものではないから、見積書の事前の見積額により算定することをもって直ちに違法又は不当とはいえない。

(2) 請求人は反論書において、要綱が「法律に基づく法制度制定に基づいた定めではありません。」と述べる。この点、規則において「利用額」（第2条）及び「この規則に定めるもののほか、必要な事項」は町長が定めることとされており、要綱はこれに基づく町長の裁量権行使として定められているものである。それゆえ、要綱は処分庁を厳格に拘束する法的効力を有しないまでも、特段の合理的理由のない限り処分庁がこれに従うべき準則としての効力を有するということができる。

(3) 請求人は、上限助成給付額の算定に際して利用者負担額が控除されたことに加えて、見積書の見なし額により算定がされた結果、公費負担額が上限助成給付額に達していないにもかかわらず、購入ごとの購入額にも利用者負担率10%を掛けた額の利用者負担が適用されたことをもって、制度上の根拠のない二重の利用者負担だと主張する。

しかし、条例第3条は利用者に利用額の10%の利用者負担を求めている。そして、利用額は要綱第4条第1項の定めるところにより基準額の範囲内における必要購入費用と解されることから、必要購入費用が基準額に達しない場合において10%の利用者負担が生じるのであって、基準額を基に別途算出される上限助成給付額とは関わりがない。したがって、このような場合における10%の利用者負担は、条例上に根拠を有する適正な負担であって、二重の利用者負担が生じていることにもならず、違法又は不当な利用者負担ということとはできない。

(4) なお、請求人は、令和3年10月から令和4年3月までの期間における請求人の排せつ管理支援用具の購入額は54,348円であって、公費負担の不足額が374円生じたと主張している。この点、確かに請求人が給付事業者から実際に購入した額が見積書の見積額を上回り、54,348円となったことが認められる。しかし、そのような事情の発生が判明したのは、給付事業者による納品書が請求人に到達した令和3年10月7日であり、本件処分の時点より後のことになる。行政処分の違法性判断の基準となるのは原則として当該処分の時点であると解されるから、見積書の見積額よりも増大した実際の購入額が本件処分において反映されていないことをもって本件処分を違法又は不当ということとはできない。

(5) 結局のところ、請求人は、とりわけ利用額の意味についての独自の見解に基づき、実際に用具の購入に要した費用にかかわらず、常に要綱別表所定の基準額を基に算定された上限助成給付額による給付を求めていると解され、これを採用することはできない。

- (6) 請求人は、給付券についても違法性を主張するが、給付券においては公費負担額及び自己負担額について本件処分の通知書と同じ額が記載されているのであり、違法又は不当というべき点は見当たらない。
- (7) 以上のとおり、請求人が本件処分について違法又は不当と主張する点はいずれも失当であり、ほかにも違法又は不当な点は見出されない。

2 結論

以上のように、本件審査請求は理由がないから、審査庁はこれを行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項に基づき棄却するのが妥当であり、主文のとおり判断する。